

副本

平成22年(行ウ)第516号 行政文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 高橋利明

被告 国(処分行政庁 関東地方整備局)

準備書面(1)

平成23年1月25日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

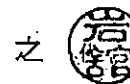
今井



岩館裕



古家野隆



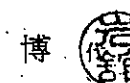
富澤



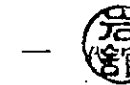
遠藤秀










山田邦



山本惠



小	黒	晃	彦	
渡	邊	猛	雄	
太	田	浩	徳	
大	坪	昌	彦	
小	塚	清	之	
室	永	武	司	
佐	藤		務	
内	田	剛	二	

第1	訴状第2の5(2)「過去の開示状況からしても治水行政への悪影響はない」に対する認否	4
第2	本件処分に至る経緯等	5
第3	本件不開示情報について	6
1	はじめに	6
2	利根川流域の治水計画	6
3	流域分割図, 流出モデル図の意義, 作成過程について	8
4	本件不開示情報の具体的内容, 機能等	10
5	小括	13
第4	本件処分が適法であること	13
1	情報公開法5条5号について	13
2	本件不開示部分に「国の機関における検討に関する情報」が記録されていること	14
3	本件不開示部分に記録された情報は, 公にすることにより, 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるものであること	14
4	原告が引用する裁判例は本件には妥当しないこと	16
第5	結論	18

被告は、本準備書面において、訴状第2の5(2)(6ページ)に係る原告の主張に対し、改めて認否をするとともに、本件処分の適法性について主張する。

なお、略称等は本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 訴状第2の5(2)「過去の開示状況からしても治水行政への悪影響はない」に対する認否

1 第1文について

第1文は認める。

2 第2文について

この当時は、情報公開制度は存在しなかったことは認めるが、原告のいう2・3地域に流域を分割した流域分割図（以下「旧流域分割図」という。）が、「何らの制限もなく公表されていた」ことは否認する。

原告が指摘する旧流域分割図は、旧建設省関東地方建設局が昭和44年3月に作成した利根川流域検討資料「利根川上流域洪水調節計画に関する検討」（甲第4号証）の中の一資料であるところ（同号証11ページに旧流域分割図が写られている。）、同検討資料が公開されたのは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく情報公開請求により平成20年2月に開示されたのが最初である。

この点、かねて、学者等が研究目的で個別に旧流域分割図を入手した可能性は否定できないが、少なくとも、平成20年2月以前に旧流域分割図が一般に公開されていたという事実はない。

3 第3文及び第4文について

いずれも認める。

4 第5文について

否認する。

現段階において、今後、利根川流域にダムを建設しないという決定は何らさ

れていない。

5 第6文について

争う。

第2 本件処分に至る経緯等

1 原告は、平成22年7月25日、関東地方整備局長に対し、情報公開法4条1項に基づき、開示請求する行政文書の名称等を「利根川水系河川整備基本方針の基本高水流量22,000m³/秒(八斗島地点)を算出した調査報告書のすべて(利根川上流域の流出計算モデルを含む)」とする行政文書開示請求書(甲第1号証)を提出し、上記行政文書の開示を請求した(以下「本件開示請求」という。)

2 関東地方整備局長は、平成22年8月4日、原告に対し、請求する行政文書の名称等について「河川整備基本方針」を「工事实施基本計画」に補正をすることを求めた。

原告は、平成22年8月6日、関東地方整備局長に対し、上記補正の依頼に沿って、開示請求する行政文書の名称等を「利根川水系工事实施基本計画の基本高水流量22,000m³/秒(八斗島地点)を算出した調査報告書のすべて(利根川上流域の流出計算モデルを含む)」(以下「本件対象文書」という。)と訂正した(乙第4号証)。

3 関東地方整備局長は、平成22年8月25日付けで、原告に対し、本件対象文書(甲第3号証)のうち「流域分割図」(甲第3号証6ページ)及び「流出モデル図」(甲第3号証7ページ、以下、両図を併せて「本件不開示部分」といい、同部分に記載された情報を「本件不開示情報」という。)の2か所について、情報公開法5条5号に該当するとして一部不開示とし、その他の部分を開示するとの本件処分をした(甲第2ないし第4号証、乙第5号証の1、2)。

4 原告は、平成22年9月10日、本件処分のうち本件不開示部分を不開示と

した部分の取消しを求め、本件訴訟を提起した。

なお、本件処分に対し、行政不服審査法に基づく審査請求はされていない。

第3 本件不開示情報について

1 はじめに

本件不開示部分には、情報公開法5条5号に定める不開示情報に該当する「流域分割図」及び「流出モデル図」が記録されている。

以下、利根川流域の治水計画及び本件不開示部分である「流域分割図」及び「流出モデル図」の意義、作成過程を整理した上で、本件不開示情報の具体的内容について明らかにする。

2 利根川流域の治水計画

(1) 利根川流域の概要

利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町^{おおみなかみ}の大水上山に発し、赤城、榛名両山の間を南流しながら赤谷川^{あかや}、片品川^{かたしな}、吾妻川^{あがつま}等を合わせ、前橋市付近から流向を南東に変え、碓氷川^{かぶら}、鏡川^{かんな}、神流川等を支川にもつ烏川^{からす}を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、さらに、久喜市栗橋（旧栗橋町）付近で思川^{おもい}、巴波川^{うずま}等を支川にもつ渡良瀬川を合わせた後、野田市関宿付近において江戸川を分派し、さらに東流して守谷市付近で鬼怒川、取手市付近で小貝川^{こかい}等を合わせ、神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して、銚子市において太平洋に注ぐ、幹川流路延長322キロメートル、流域面積1万6840平方キロメートルの一級河川（河川法4条）である。

その流域は、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の1都5県にまたがり、首都圏を擁する関東平野を流域として抱え、流域内人口は日本の総人口の約10分の1に当たる約1214万人（平成18年現在）に達している（乙第6号証1ページ）。

なお、明治29年に河川法施行法（昭和39年法律第168号）による廃

止前の河川法（明治29年法律第71号）が制定されたことに伴い、明治30年10月、利根川にも同法が適用されることとなった（乙第7号証32ページ）。

(2) 利根川の治水について

ア 利根川の治水事業は、明治29年の大水害にかんがみ、直轄事業として栗橋上流における計画高水流量を毎秒3750立方メートルとした利根川改修計画が定められ、明治33年から改修が始まった。その後、明治43年の大出水により同計画は改定され、上流における計画高水流量は毎秒5570立方メートルとなったが、昭和10年、同13年の洪水を踏まえ、昭和14年に利根川増補計画に基づく工事が開始されることとなった。上記の利根川増補計画は、概要、八斗島から渡良瀬川合流点までの計画高水流量を毎秒1万立方メートルとし、渡瀬遊水地に毎秒800立方メートルの洪水調節機能をもたせ、下流部に利根川放水路を位置付けるというものであった（乙第6号証5及び6ページ）

イ しかして、昭和22年9月のカスリーン台風により、利根川水系に大規模な水害が発生したことから、上記の増補計画は再検討され、昭和24年に利根川改修改訂計画が決定された。同計画は、概要、これまでの数回にわたる河道の拡幅、築堤の経緯を踏まえ、上流部のダムをはじめとする洪水調節施設等を設置することを主たる内容としたものであり、基準地点とする八斗島における基本高水のピーク流量を毎秒1万7000立方メートルとし、このうち上流ダム群により毎秒3000立方メートルを調節し、計画高水流量を毎秒1万4000立方メートルとするものであった（乙第6号証6ページ）。

昭和39年に河川法（昭和39年法律第167号）が制定され、平成9年法律第69号による改正前の同法16条に基づき、昭和40年4月に「利根川水系工事实施基本計画」（乙第8号証、以下「昭和40年基本計

画」という。)が策定されたが、基本高水のピーク流量、及び計画高水流量については、従前の利根川改修改訂計画における数値が引き継がれた(乙第8号証9ページ)。

ウ さらに、その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、出水状況から流域の出水特性を検討した結果、昭和40年基本計画は、昭和55年に全面的に改訂され、新たに利根川水系工事实施基本計画が策定された(乙第9号証、以下、「改修基本計画」という。)

改修基本計画では、八斗島における基本高水のピーク流量が毎秒2万2000立方メートルとされ、このうち上流ダム群により毎秒6000立方メートルを調節して計画高水流量を毎秒1万6000立方メートルとし、八斗島地点上流に既設ダムの他に新たなダム群を建設することが計画された(乙第9号証3ページ及び22ページ以下)。

エ 平成9年に河川法16条が改正され(平成9年法律第69号)、河川管理者は、工事实施基本計画に代えて、「河川整備基本方針」(同法16条の1)と「河川整備計画」(同条の2)を定めることとなったが、河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでの間は、工事实施基本計画の一部を河川整備基本方針、河川整備計画とみなすこととされた(平成9年法律第69号附則2条)。

オ 平成18年2月、河川整備基本方針として「利根川水系河川整備基本方針」(乙第6号証、以下「本件基本方針」という。)が策定された。本件基本方針では、基本高水については、そのピーク流量を改修基本計画と同様、基準地点の八斗島において毎秒2万2000立方メートルとされ、このうち流域内の洪水調節施設により毎秒5500立方メートルを調節して、八斗島地点の計画高水流量を毎秒1万6500立方メートルに調節することとされた(乙第6号証20ページ)。

3 流域分割図、流出モデル図の意義、作成過程について

- (1) 河川整備計画の策定に当たっては、洪水防御に関する基本的な事項についての検討を要するところ、洪水防御計画は、河川の洪水による災害を防止又は軽減するため、計画基準点において計画の基本となる洪水の基本高水を設定し、この基本高水に対してこの計画の目的とする洪水防御計画効果が確保されるよう策定されなければならないとされている（乙第10号証27ページ）

利根川の洪水防御計画に関しては、本件基本方針において、基準地点である八斗島地点における基本高水のピーク流量及びその河道及び洪水調節施設への配分、並びに主要地点での計画高水流量が定められている。

基本高水のピーク流量は、対象降雨から適当な洪水流出モデルを用いて算定するものであるところ（乙第1号証34及び35ページ）、利根川水系においては、その算定方法として「貯留関数法」を用いている（甲第3号証・5ページ）。なお、「貯留関数法」は一般的に使用されている算定手法である（乙第11号証97ページ）。

- (2) 「貯留関数法」とは、流域内に降った雨がその流域に貯留され、その貯留量に応じて流出量が定まると考えて、貯留量から流出量を推計する流出解析の手法であるところ（乙第12号証89ページ）、実際の流出計算の方法は、以下のとおりである（乙第13号証の1、143ページないし152ページ）。

ア まず、流出量を求めようとする地点、すなわち基準地点の上流を、①地形的特性（流域界、流路延長、勾配など）、②河道の構成、③降雨の分布特性、④水位・流量観測所の位置（既設及び計画）、⑤流出解析のための降雨・流量資料の整備状況、⑥貯水池、ZS遊水地、放水路など（既設及び計画）、⑦洪水予報のための入出力地点（洪水予報を行う際に必要な洪水予報区官を代表する地点のこと）などを考慮して、幾つかの流域（ある地点に流れ込む水の集水範囲）に分割する。

この分割された流域を「小流域」と称し、小流域を図示した図面が「流域分割図」である。

イ 次いで、水系内の河川に沿って、分割した小流域、洪水調節施設及び水位・流量観測所（河道が加わることもある）を記号化して配置し流れ図を作成する。これを流出モデル図という。

この流出モデル図を用いて各小流域に降雨を与え、小流域や河道での貯留量に対して、それらの時間差を考慮しながら流出量を計算していき、その流出量を上流から下流へと引き渡し、合流させていく。このような計算を各時間ごとに行い、最終的に求めようとする地点の流出量を導き出す。

4 本件不開示情報の具体的内容、機能等

本件不開示情報である「流域分割図」及び「流出モデル図」も上記3の過程を経て作成されたものであるところ、そこに記載されている情報は、文章により構成された文字情報ではなく、図面により記された図形情報であるという特殊性を有することから、以下、架空の流域分割図、流出モデル図を用いて、本件不開示情報の具体的内容、機能等について明らかにする。

(1) 「流域分割図」及び「流出モデル図」の具体的内容

ア はじめに（別紙図1）

別紙図1は、「もとかわ」という河川を中心とした架空の水系を設定して、これを図面化したものである。

「もとかわ水系」は、本川を「もとかわ」とし、支川として赤川、白川、青川及び黒川が存在する。「もとかわ水系」では、水位・流量観測所のある緑町地点が基準点とされている。

なお、本川である「もとかわ」上流には既設のAダムが存在し、支川である青川には水位・流量観測所が存在するものとした。

イ 地形特性の把握（別紙図2）

次いで、流域内の地形特性について図示したものが別紙図2である。別紙図2においては、例として山等の高地部分を茶色線で囲う形で示した。

ウ 水が流れる方向の把握（別紙図3）

もとかわ水系流域内の地形特性に基づき、雨水等の水が流れる方向を図示したものが別紙図3である。別紙図3においては、想定される雨水等の流れを矢印で示した。

エ 小流域の分割①：既設の洪水調節施設による分割（別紙図4）

もとかわ水系流域内にある既存の洪水調節施設、水位・流量観測所が小流域の下流端となるように流域の分割を行う。下流端に雨水等が集まる範囲を小流域の範囲とする。別紙図4は、青色線（小流域界）で囲まれた部分をもって小流域の範囲を図示したものである。

オ 小流域の分割②：支川による分割（別紙図5-1, 5-2）

さらに、流域内の主要な支川の合流点が小流域の下流端となるように流域の分割を行う。上記エと同様に下流端に水が集まる範囲を小流域の範囲とする。別紙図5-1は、別紙図4に上記の分割を行った青色線を加筆したものである。別紙図5-2は、同図5-1から河川名、雨水等の流れを示す矢印及び地形（茶色線）を消去し、分割された小流域に番号を付したものである。

カ 小流域の分割③：構想段階の洪水調節施設による分割（別紙図6）

さらに、構想段階にある洪水調節施設を配置し、それが小流域の下流端となるように分割を行う。上記エ、オと同様に下流端に水が集まる範囲を小流域の範囲とする。別紙図6は、「Bダム」と「Cダム」が構想中であるという前提で、その予定位置（「構想Bダム」、「構想Cダム」とある部分）及び同ダムの位置を下流端とする小流域界（赤色線）を図示したものである。

キ 流域分割図の完成（別紙図7）

上記アないしカの作業の結果、「もとかわ水系」については、11の小流域に分割された流域分割図が完成することになる。

そして、本件対象文書(甲第3号証)の6ページの流域分割図も、別紙図7のような形状をもって図示されている。

ク 流出モデル図の作成 (別紙図8)

流出モデル図は、上記3(2)イのとおり、小流域、洪水調節施設を記号を用いて流れ図としたものである。別紙図8は、上記キの流域分割図(別紙図7)をもとに、洪水調節施設、基準地点、水位・流量観測所を加えて、凡例のとおり記号を用いて作成した流れ図であり、これが「もとかわ水系」の流出モデル図となる(なお、別紙図8においては、河道は省略した。)

そして、本件対象文書(甲第3号証)の7ページの流出モデル図も、別紙図8のような形状をもって図示されている。

(2) 流域分割図又は流出モデル図の機能(同各図面からの構想段階の洪水調節施設等の位置の特定可能性)について

上記(1)アないしカのとおり、流域分割は、既設の洪水調節施設のみならず、構想段階の洪水調節施設の位置も考慮して行われるため、「流域分割図」中で小流域の下流端であることが図示された場所は、河川の合流点あるいは洪水調節施設等のいずれかが存在する場所ということになる。しかして、河川の合流点は図面上容易に判別できるから、同地点以外の場所に小流域の下流端が設定されている場合には、必然的に、当該位置に洪水調節施設が存在するか、あるいはその設置が構想されていることを意味することになる。

これを流域分割図(別紙図7、9)を用いて説明すると、同図中の支川との合流点以外に小流域の下流端が記載されている場所(別紙図9のaないしd)には、洪水調節施設等があることが容易に推測できることとなるところ、さらに、既存の地形図等と照らし合わせれば、別紙図9のc点にはAダムが、

d点には水位・流量観測所があることは容易に判明するから、結局、a点、b点にダム等の洪水調節施設等の建設構想が存在していること及びその予定地が判別できることになるのである。

また、流出モデル図（別紙図8）をみても、赤川及び白川には構想中のダム計画があることが明示されているところ、ダムの建設には地形、地質、自然条件、地域の社会経済状況等を考慮する必要があるため（乙第13号証の2、97及び98ページ）、治水計画について一定の知識を有するものであれば、Bダム、Cダムの相当程度正確な建設予定位置は容易に特定できてしまうのである。

5 小括

上記のとおり、利根川水系の洪水防御計画は、概要、基準地点である八斗島地点における基本高水のピーク流量を定め、同地点に流れ込む降雨の流出を基準地点の上流域において調節するという手法に拠っており、上流域における流量調節を具体的にどのように行うかを検討するための資料として「流域分割図」及び「流出モデル図」が調製されている。

しかして、上記のとおり「流域分割図」及び「流出モデル図」に記された情報は、一般に入手可能な程度の地形図と照合するだけで、あるいは、治水計画について一定の知識を有する者がみれば、既存の洪水調節施設等のみならず、構想段階にある洪水調節施設等の位置をも容易に特定できる情報となるのであって、このことは本件不開示情報についても全く同様である。

第4 本件処分が適法であること

1 情報公開法5条5号について

情報公開法5条5号は、国の機関及び地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民

の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としている。

2 本件不開示部分に「国の機関における検討に関する情報」が記録されていること

本件対象文書に記録されている情報は、利根川水系全体の治水計画のための基礎となる情報であって、この情報をもととして、洪水調節施設等を建設することにより利根川水系の整備が行われることとなる。

しかして、上記第3のとおり、本件不開示情報である「流域分割図」及び「流出モデル図」には、いまだ確定していない、いわば構想段階にある洪水調節施設の位置も記されているのであるから、本件不開示情報は、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報に該当する。

すなわち、本件不開示部分には、構想段階にある洪水調節施設の位置を特定することが可能な情報が記録されているが、この洪水調節施設の位置は、飽くまで構想であり、基準地点とされている八斗島における計画高水流量を達成できるように配置した一つの机上の想定にすぎない。換言すれば、本件不開示情報から特定できる洪水調節施設の位置ないし配置は、現時点での一試案にとどまるものであって、今後、さらに、施設の規模、洪水調節効果、地質等工学的な視点、地域住民や周囲の環境に与える影響及び必要となる事業費などの諸点につき検討を重ね、実施の可否を含めて多面的かつ公正に実現性の検討及び審議を加えていくことが予定されている事柄であり、これらの検討等を了して初めて、河川法16条2項に規定される手続を経て、河川整備計画に盛り込み、洪水調節施設の整備が実施されることになるのである。

3 本件不開示部分に記録された情報は、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるものであること

(1) 上記第3のとおり、本件不開示情報である「流域分割図」、 「流出モデル

図」には、構想段階にある洪水調節施設の位置が記されており、これら図面を一般に入手可能な地形図等と照合することによって、同図面中に記された洪水調節施設の具体的な位置を特定することが可能となるから、本件不開示情報を開示するという事は、構想段階にとどまる洪水調節施設の位置を公にすることにほかならない。

しかして、構想段階にとどまる洪水調節施設の位置が公にされることになれば、例えば、洪水調節施設の建設に当たっては、建設予定地の土地所有者等に対し補償金の支払が行われることから、本件不開示情報から洪水調節施設の位置を特定した不動産業者等において、補償金の支払を受けることを目的として、洪水調節施設の建設予定地を広範囲に、あるいは安価で買収するなどといった事態が生じかねず、そうなれば、同予定地周辺での不適正な土地取引が助長され、地域住民を含めて不当に国民の間に混乱を生じさせ、あるいは、特定の者に不当に利益を与えるおそれが生じるというべきである。

(2) この点、上記のおそれが、本件処分を行った関東地方整備局長の抽象的、主観的な危惧にとどまるものではなく、具体的な根拠に基づく蓋然性の高いものであることは、以下の沼田ダムの事例からも明らかである。

すなわち、前記第3の2(2)のとおり、昭和20年代前半に利根川水系で台風による大洪水が相次いだことから、旧建設省は、昭和24年から群馬県内の利根川本流に大型ダム(沼田ダム)を建設することの検討を始めた。このダム建設計画は、昭和27年には閣議決定され、昭和28年8月14日、報道により国民に対して初めて公となった。

しかして、上記報道を受けた水没予定地域の住民らにより、ダム建設への反対運動が起こり、昭和28年8月30日に「沼田ダム建設反対利南村期成同盟会」が結成されたのをはじめとして、各村で次々にダム建設に反対する住民団体が結成されたが、一方で、昭和33年7月には「沼田ダム建設促進同盟会」などの沼田ダム建設を促進しようとする住民らによる団体も作られ、

両団体あるいは地元住民の間で混乱が生じたことなどから、昭和34年7月29日、政界・財界・学識経験者らで組織された民間研究機関である産業計画会議が、独自の沼田ダム建設計画案を発表し、早急にダムを建設するよう政府に勧告するということがあった。

しかるに、この産業計画会議による独自の沼田ダム建設計画案が発表されるや、土地ブローカーによるダム建設予定地の買占めが発生し、建設予定地付近の地価が5年間で4倍になるなど地価の急騰を引き起こしたり、これに起因して公共事業が一時見合わせられたりし、あるいは、同地区における他の都市計画の用地買収のための費用が大幅に高額化したりするなど、市民生活にマイナスの影響を与えた。その後も沼田ダム建設をめぐって市議会と県議会等が対立するなどの混乱は続き、最終的には、昭和47年に沼田ダム計画は白紙に戻されたものの、その間、沼田市及びその周辺の住民にとって、長期間の生活上の不安をもたらし市政、県政にも混乱が生じることとなったのである（以上、乙第14号証の1ないし5）。

(3) このような経過に照らせば、本件不開示情報が開示され、構想ないし一試案にすぎない洪水調節施設の位置が公になれば、不当に国民の間に混乱を生じさせ、特定の者に不当に利益を与えるおそれが生じることが明らかである。

よって、本件不開示情報は、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

4 原告が引用する裁判例は本件には妥当しないこと

これに対し、原告は、大阪高等裁判所平成6年6月29日判決（判例タイムズ890号90ページ）を引用し、同判決を根拠に本件不開示情報を不開示とした本件処分が違法であると主張するようである（訴状第2の5(1)、5及び6ページ）。

そこで検討するに、上記判決に係る事案は、大阪府の住民が、大阪府公文書公開等条例（昭和59年大阪府条例第2号）に基づき、大阪府に対し、茨木市に建設計画中であった安威川ダムにつき、ダムサイト候補地の地質調査を民間

業者に委託して得られた報告書の公開を求めたところ、大阪府から一部非公開とする決定を受けたことから、これを不服として同処分の取消しを求めたものである。しかして、同判決は、開示対象文書（ダムサイト候補地のボーリング調査等の結果が記載されている図面）について、「本件各文書（引用者注：上記対象文書）の内容からすると、本件非公開情報は、専門家が調査した自然界の客観的、科学的な事実、及びこれについての客観的、科学的な分析であると推認されるのであり、その情報自体において、安威川ダム建設に伴う調査研究、企画などを遂行するのに誤解が生じるものとは考えられない。被控訴人は、一部の限定された調査結果のみから全体が推測され、誤解を招くおそれがあると主張する。なるほど本件処分時にあつては、安威川ダム建設の調査の途中ではあつた。しかしながら、本件非公開情報は、外部の地質調査専門会社に外注して得られたのであつて、それ自体としては完結した地質調査結果であり、大阪府の純粋な内部文書ではない。たとえその調査結果がダム建設のためのものとして一部のものであるとしても、その調査報告書は、そのことを前提にして評価されるべきものであるし、またそのようにしか評価できないものである。したがって、本件各文書が全体調査の途中における調査結果であることから、本件非公開情報を公開することによる誤解が生じるものとは認め難い。」と判示して、対象文書につき上記条例8条4号の「府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であつて、公にすることにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当しないと判断した。

しかして、本件不開示情報は、上記事案におけるような「専門家が調査した自然界の客観的、科学的な事実、及びこれについての客観的、科学的な分析」で「それ自体として完結した地質調査結果」などといった性格の情報ではなく、いまだ構想段階にある一試案であり、当然のことながら工事実施の見込みすら立っていない洪水調節施設の建設予定の一例が記載されているにすぎないので

あるから、情報としての確定性、成熟性において全く内容、程度を異にするというべきであって、そのような不確実、未成熟な情報を開示することによる影響を、上記裁判例における対象文書のような既に確定した客観的、科学的調査結果を開示した場合と同列に論じることが相当でないことは明らかである。

このように、上記の大阪高裁判決は、本件とは事案を異にし、本件に引用するに不適當である。よって、原告の上記主張は、その前提において理由がない。

第5 結論

以上述べたとおり、本件対象文書は、情報公開法5条5号の不開示事由に該当するから、それを根拠としてされた本件処分は適法である。

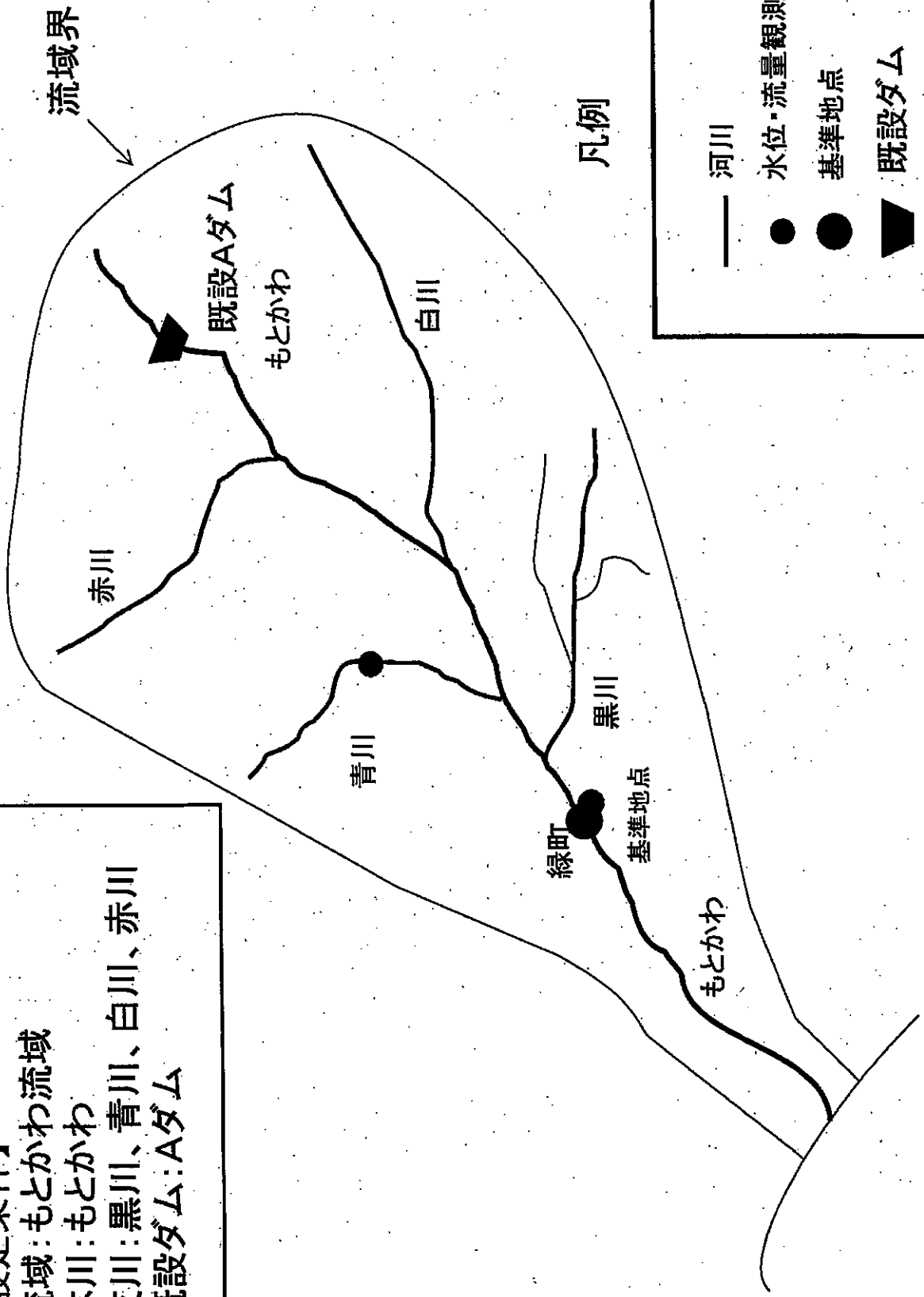
よって、本件処分の取消しを求める請求は理由がないから棄却されるべきであり、また、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠く不適法な訴えであるから却下されるべきである。

以上

流域の分割図作成の一例

別紙図1

【設定条件】
流域：もとかかわ流域
本川：もとかかわ
支川：黒川、青川、白川、赤川
既設ダム：Aダム



凡例

- 河川
- 水位・流量観測所
- 基準地点
- 既設ダム

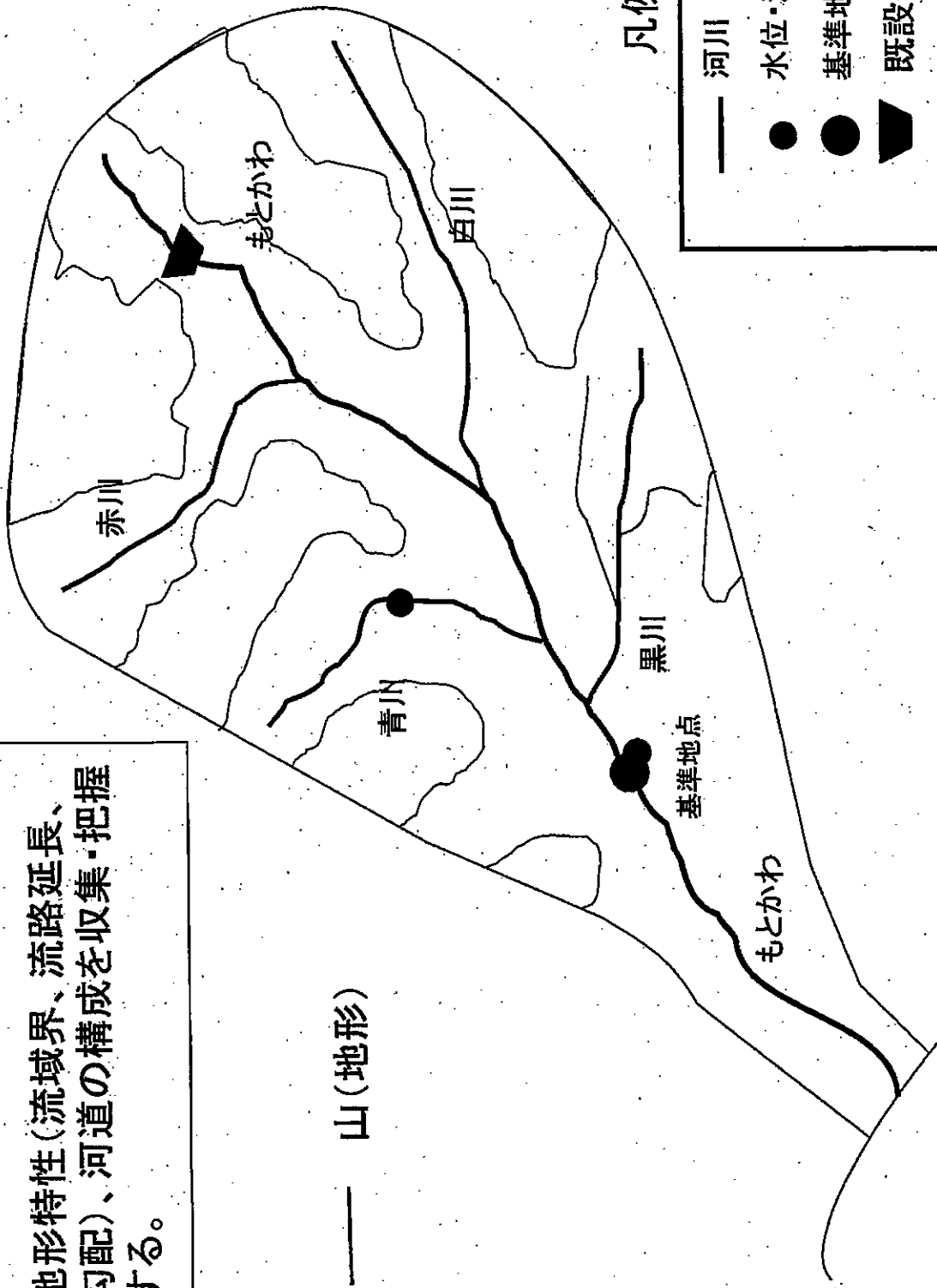
流域の分割図作成の一例

別紙図2

地形特性について把握する。

地形特性(流域界、流路延長、勾配)、河道の構成を収集・把握する。

— 山(地形)



凡例

— 河川

● 水位・流量観測所

● 基準地点

▼ 既設ダム

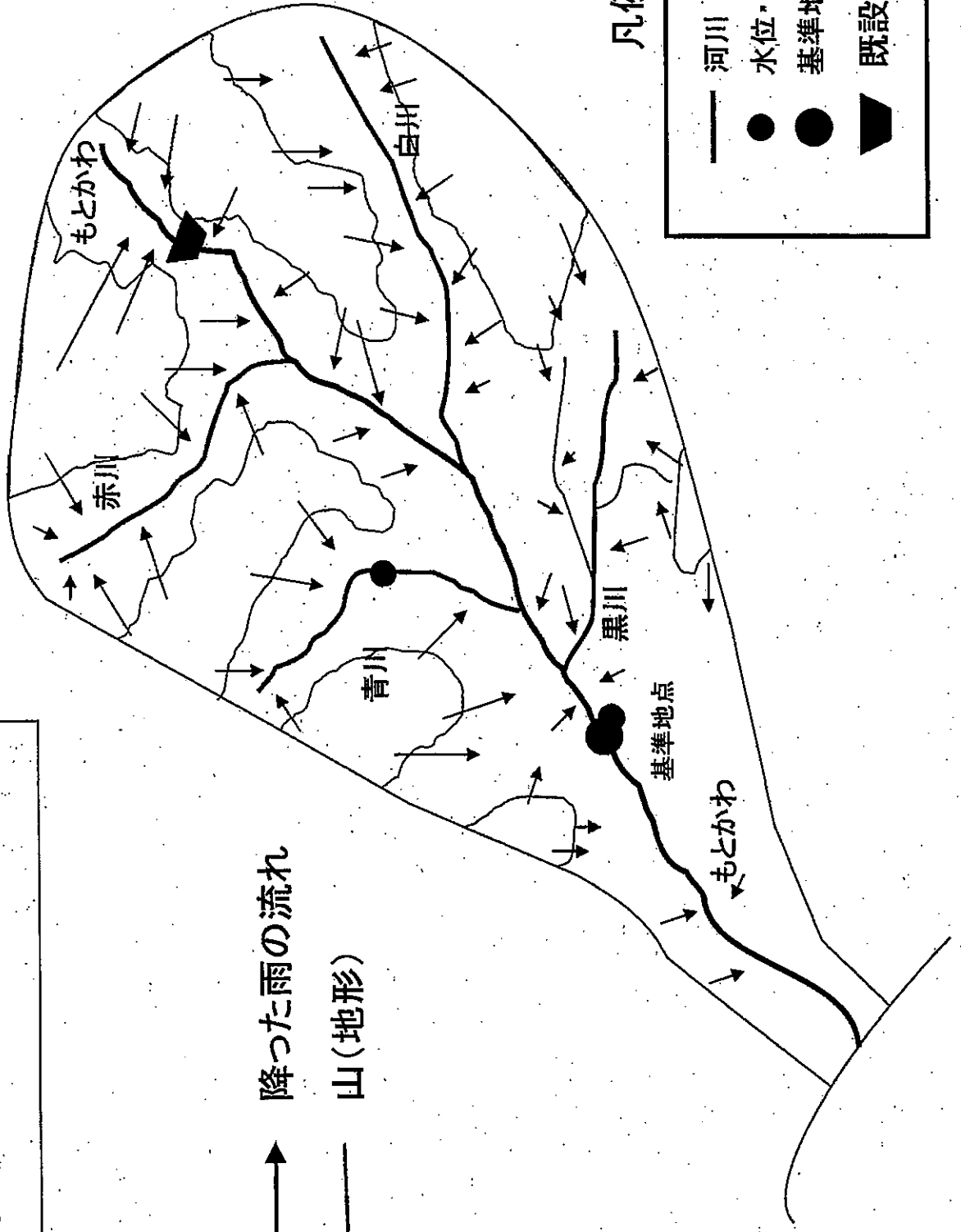
注) 実際の山地形は複雑である。ここではイメージで単純に表示している。

流域の分割図作成の一例

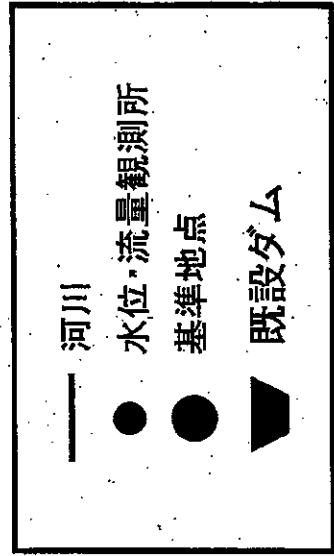
別紙図3

雨が流れる方向を把握する。

↓ 降った雨の流れ
 — 山(地形)



凡例

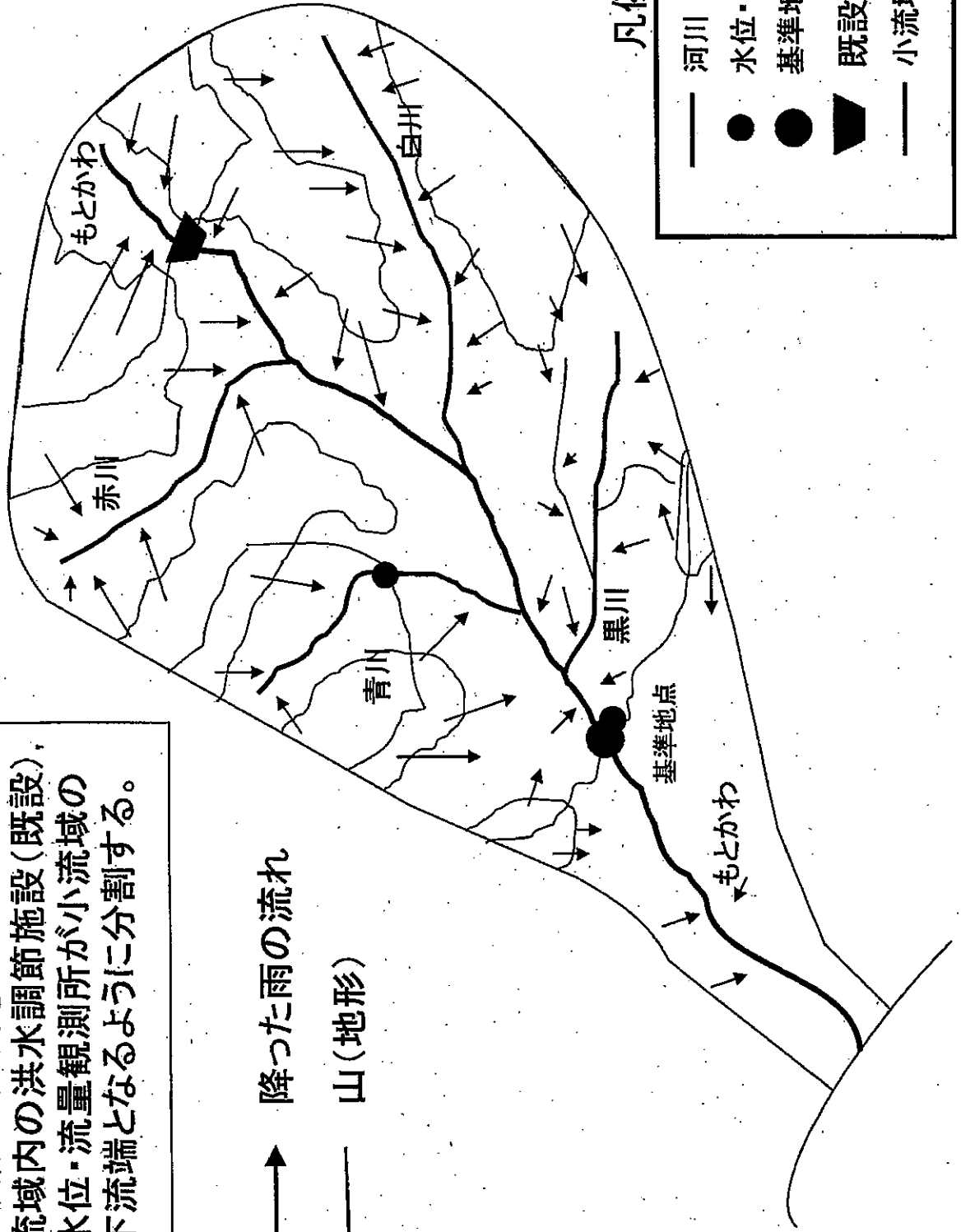


流域の分割図作成の一例

別紙図4

小流域の分割①
 流域内の洪水調節施設(既設)、
 水位・流量観測所が小流域の
 下流端となるように分割する。

→ 降った雨の流れ
 — 山(地形)



凡例

- 河川
- 水位・流量観測所
- 基準地点
- ▲ 既設ダム
- 小流域界

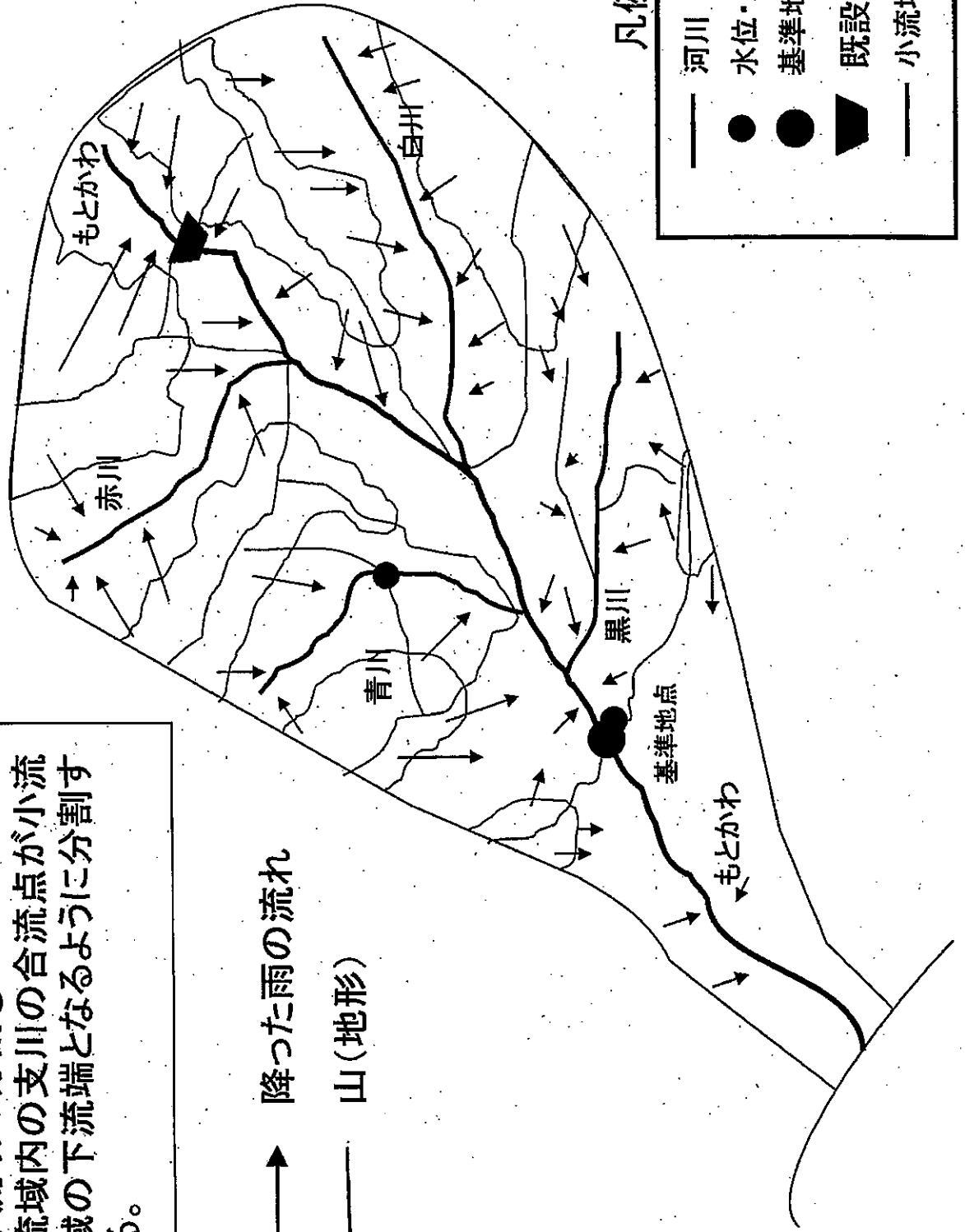
流域の分割図作成の一例

別紙図5-1

小流域の分割②
 流域内の支川の合流点が小流域の下流端となるように分割する。

→ 降った雨の流れ

— 山(地形)



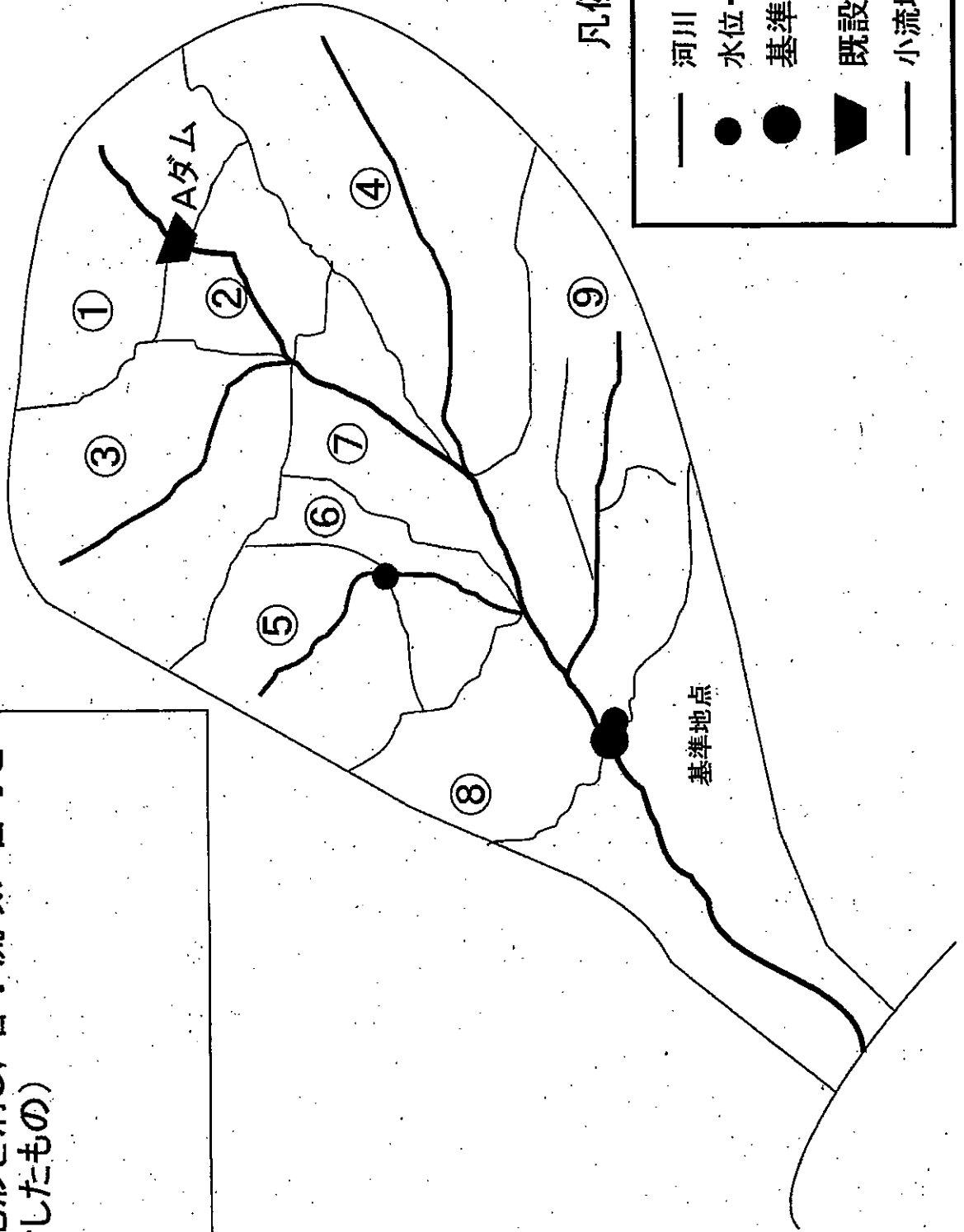
凡例

- 河川
- 水位・流量観測所
- 基準地点
- ▴ 既設ダム
- 小流域界

流域の分割作成の一例

別紙図5-2

小流域の分割②
(地形を消し、各小流域に番号を付したものの)



凡例

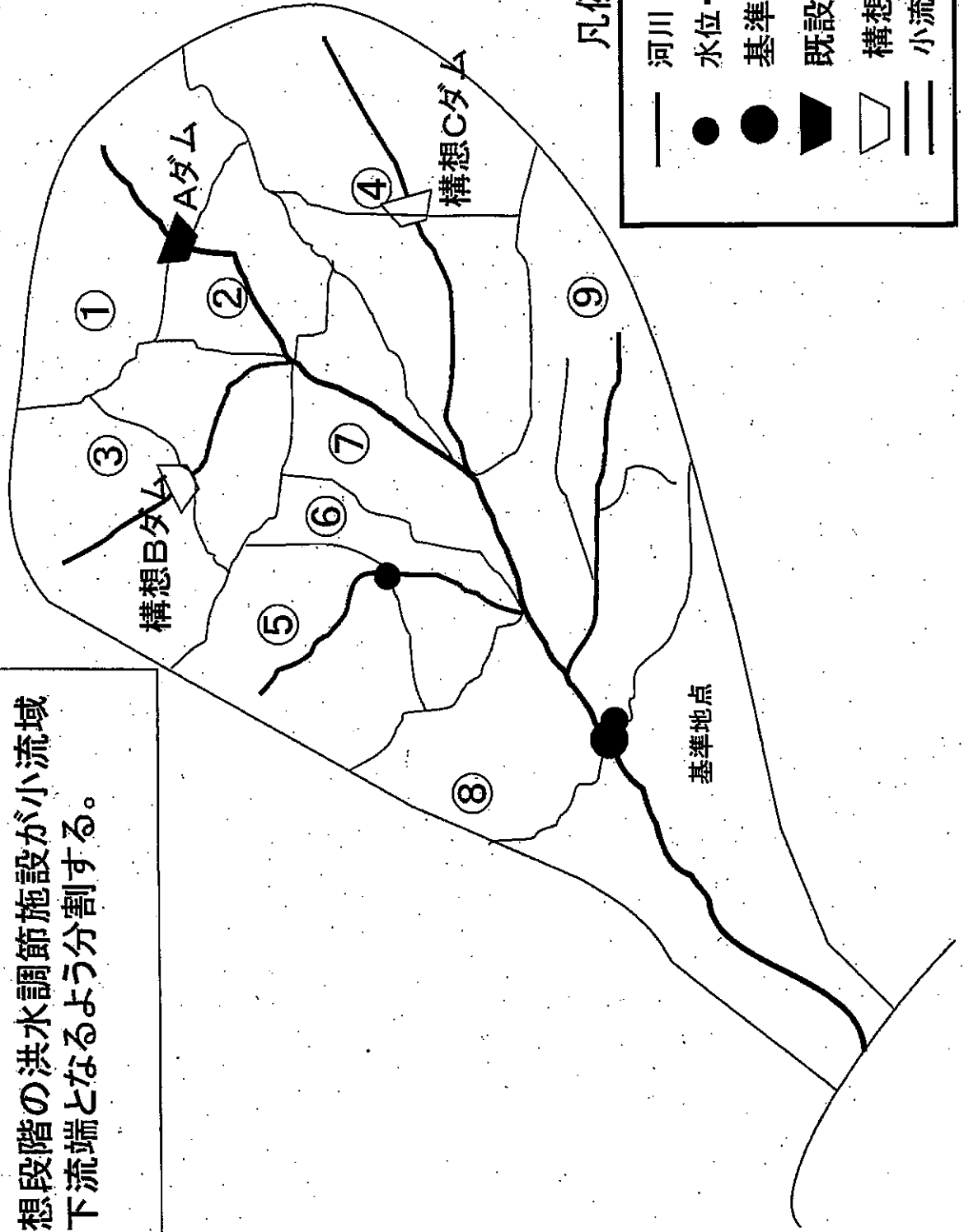
—	河川
●	水位・流量観測所
●	基準地点
▲	既設ダム
- - -	小流域界

流域の分割作成の一例

小流域の分割③

構想段階の洪水調節施設が小流域の下流端となるよう分割する。

別紙図6



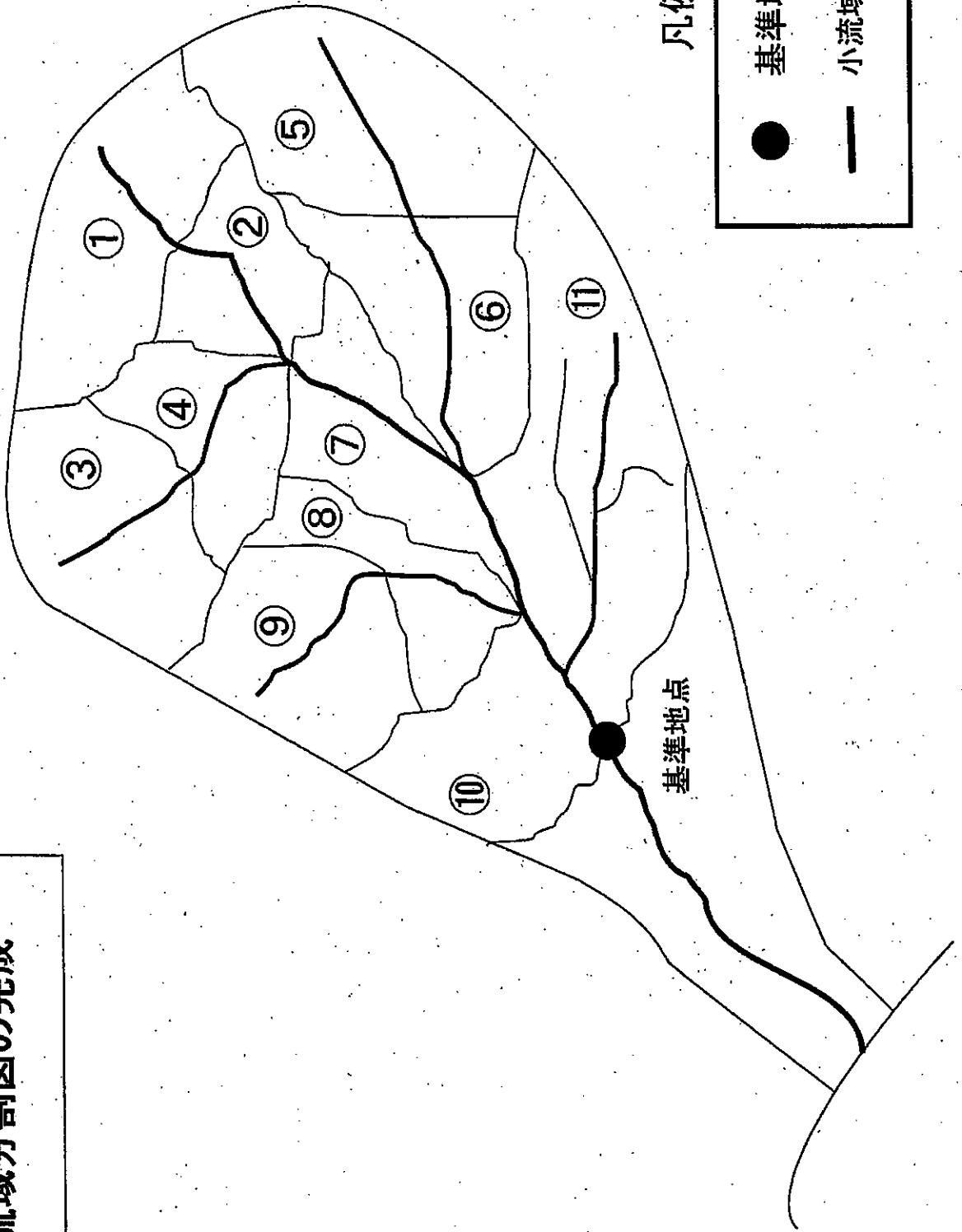
凡例

—	河川
●	水位・流量観測所
●	基準地点
▲	既設ダム
△	構想段階のダム
---	小流域界

流域の分割作成の一例

別紙図7

流域分割図の完成

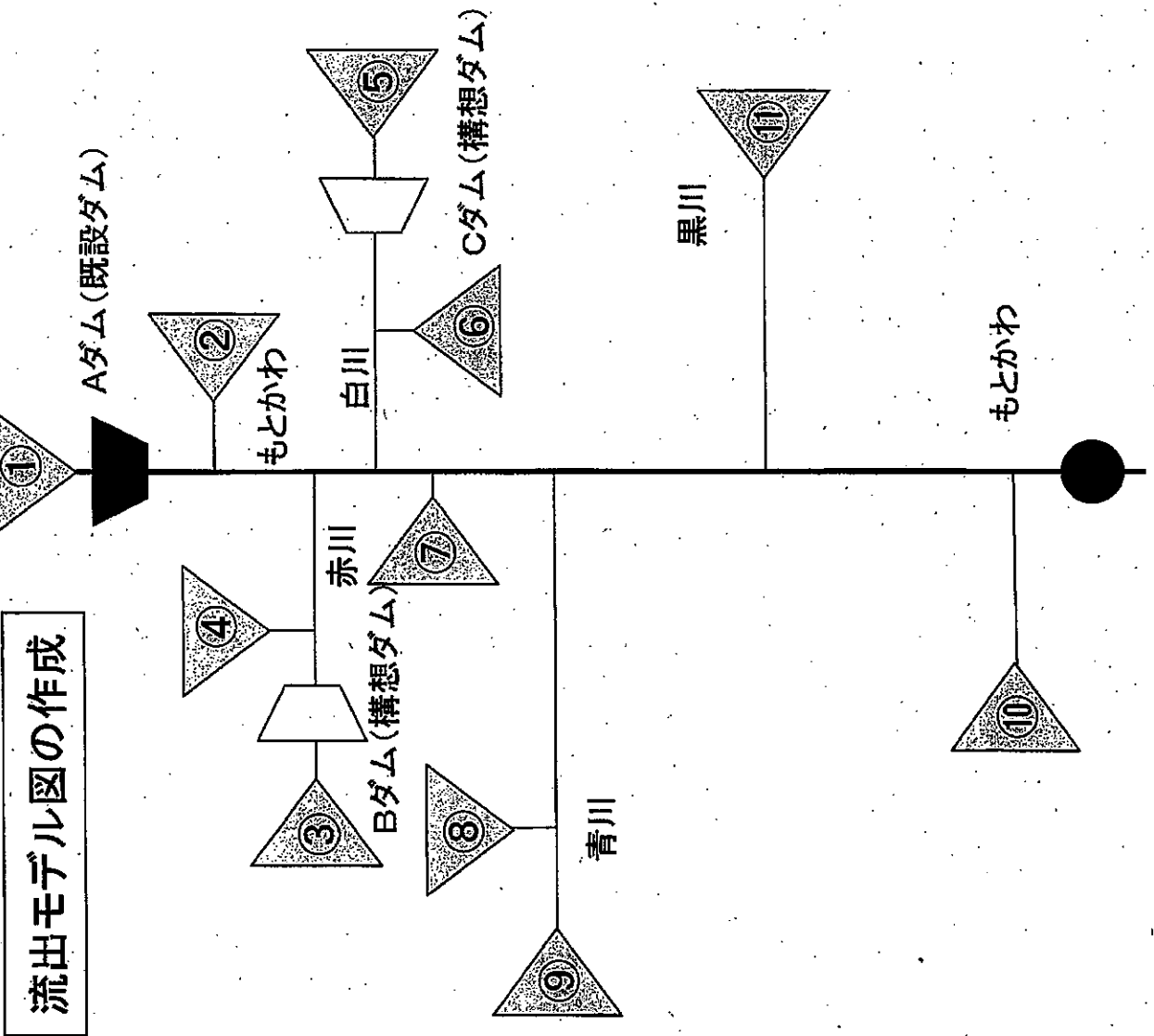


凡例

- 基準地点
- 小流域界

流出モデル図作成の一例

別紙図8



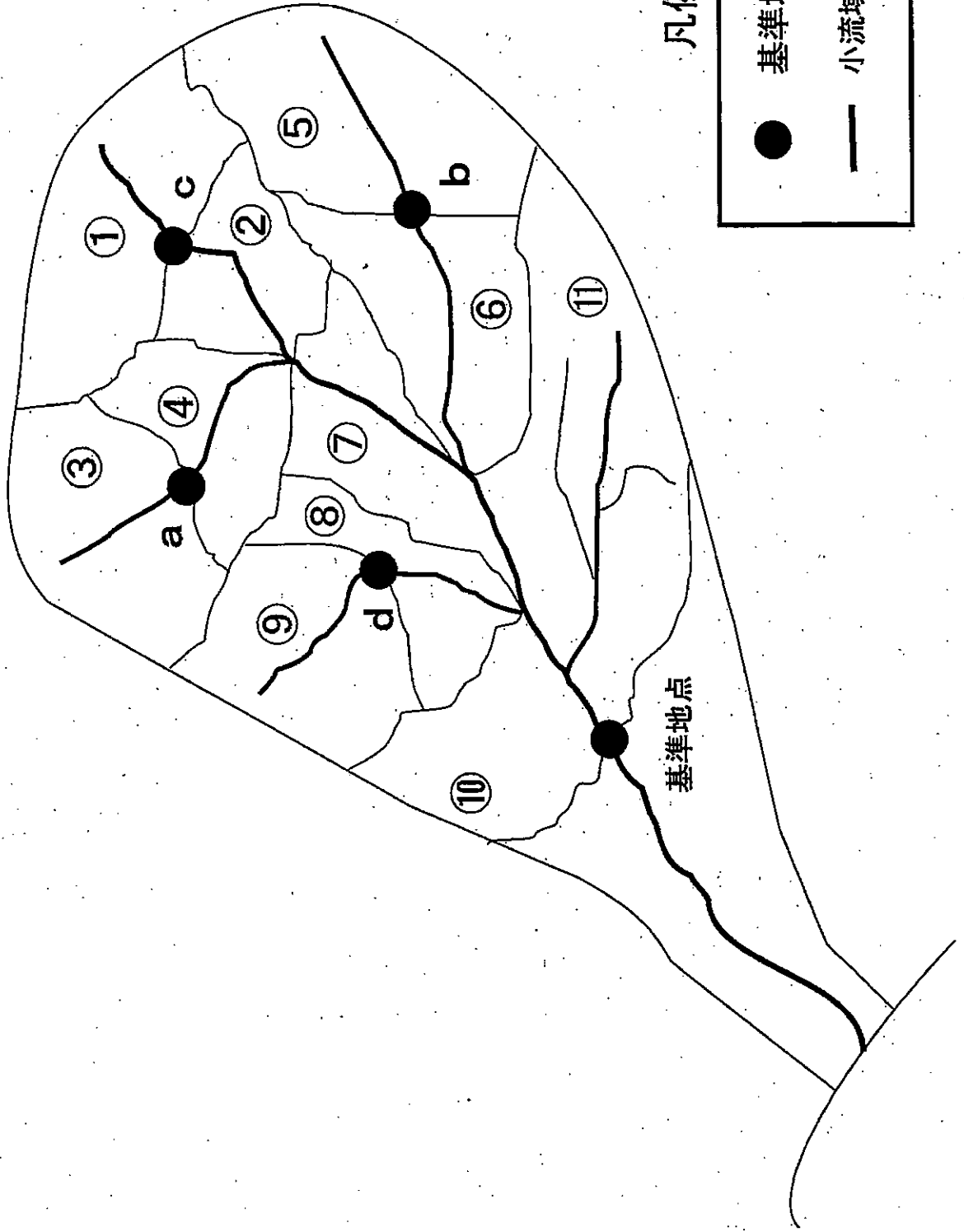
流出モデル図の作成

凡例

△ (stippled)	: 流域
▲ (solid black)	: 既設ダム
△ (outlined)	: 構想ダム
● (solid black)	: 基準地点

流域分割図の機能

別紙図9



凡例

● 基準地点
— 小流域界